2009

一般社団法人日本原子力学会

派遣会社との契約に関する規程

2019年3月14日　第7回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，派遣会社との契約に関する事項を定めることを目的とする。

（契約手続き）

第２条　事務局長は，学会事務作業の補助のため，派遣会社等に派遣者の派遣を依頼することができる。

２　事務局長は，派遣会社に新たに派遣を依頼するときは，依頼業務の内容と予想期間，労働条件を明らかにした上で，総務財務委員会の承認を得ることとする。

（契約期間）

第３条　派遣会社等との契約は3ヶ月を超えないものとする。ただし契約更新はこれを可能とする。

２　学会側契約者は事務局長とする。

（契約条件）

第４条　派遣者の契約条件については，派遣会社との契約書に明示する。

（その他）

第５条　本規程に定めのないものについては，派遣会社との協議により決定する。

（改定）

第６条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定する。

附則

１　2019年3月14日　第7回理事会制定，同日施行